

告 示

埼玉県告示第百三十八号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第二十三条第一項の規定により、埼玉県知事から次のとおり対象事業を対象事業以外の事業に変更した旨の届出があったので、同条第三項の規定により公告する。

令和四年二月二十五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 対象事業の名称

（仮称）新川越越生線の新設（鶴ヶ島市～入間郡毛呂山町）

二 変更年月日

令和四年一月二十一日

三 変更の理由

車線数が四車線から二車線に縮小したため。